

足立区集団回収活動支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年足立区条例第38号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う区民の自主的な活動（以下「集団回収活動」という。）の支援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象団体)

第2条 この要綱における支援の対象は、町会、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、マンション管理組合その他営利を目的としない団体で、概ね10以上の世帯で構成されているものとする。

(集団回収団体の登録)

第3条 この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書（第1号様式）を区長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該団体の登録を行い、その代表者に集団回収団体登録証（第2号様式）を交付し、申請を適当と認めないときはその旨を通知する。

3 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、次の各号いずれかに該当するに至った場合は、当該各号に定める様式により、区長に届け出なければならない。

(1) 登録団体の名称、代表者又は担当者に変更があった場合 集団回収団体登録変更届（第3号様式）

(2) 登録団体を廃止する場合 集団回収団体廃止届（第4号様式）

(実績報告)

第4条 登録団体の代表者は、集団回収実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）を作成し、回収実施日の翌月10日（10日が土日祝日等閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）までに区長に提出するものとする。この場合において、第6条第1号の紙類（紙パックその他資源となる紙類（雑がみ）を除く。）を回収した場合は、第15条の登録を受けた回収業者に紙類を引き渡した上で、第17条第5号の規定により、当該業者から提出された計量証明書（以下「計量証明書」という。）を併せて区長に提出しなければならない。なお、搬入先の古紙直納問屋が発行する計量票をもって、計量証明書に代えることが出来る。

2 登録団体は、資源回収状況の確認、資源引渡し時の立会い等を行い、資源の状態や量の把握に努めなければならない。

3 実績報告書は、回収実施日が属する月毎に作成するものとする。

(報奨金の算定)

第5条 区長は、登録団体に支給する報奨金について、その団体が回収した資源（家庭から排出されたものに限る。）1キログラムにつき7円で算定するものとする。

(対象品目)

第6条 前条の規定による報奨金の支給の対象となる回収品目は、次に定める品目であって、再生利用することが可能なものとする。

- (1) 紙類（新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パックその他足立区が発行する資源になる紙類大辞典に記載された資源になる紙類（雑がみ）に限る。）
- (2) 布類
- (3) 缶類（スチール缶、アルミ缶に限る。）
- (4) びん類（一升びん、ビールびん及びその他の生きびん類に限る。）

(報奨金の支給決定)

第7条 区長は、第4条の規定により登録団体から提出された実績報告書に基づき、提出された実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給を決定する。

2 区長は、前項により報奨金額を決定したときは、報奨金額決定通知書（第6号様式）により、登録団体の代表者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 区長は、登録団体が第12条第1項各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(報奨金支給の方法)

第9条 区長は、報奨金の支給を口座振替により行う。

2 報奨金の支給を受けようとする登録団体は、あらかじめ報奨金の振込先口座を支払金口座振替依頼書（第7号様式）により区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

3 登録団体は、前項の規定により提出した口座に変更があった場合は、支払金口座振替変更届（第8号様式）により、区長に届け出なければならない。

4 報奨金は、4月1日から6月30日までの実績分を8月末までに、7月1日から9月30日までの実績分を11月末までに、10月1日から12月31日までの実績分を2月末までに、1月1日から3月31日までの実績分を5月末までに支給する。

5 実績報告書が第4条第1項に規定する実績報告書の提出期限日から遅滞して提出された場合であっても、当該期限日の翌日から1年以内に提出された場合に限り、報奨金を支給することができるものとする。この場合において、当該報奨金は、実績報告書が4月1日から7月10日（10日が土日祝日等閉庁日の場合は、翌開庁日とする。以下この項において同じ。）までに提出された場合は8月末までに、7月11日から10月10日までに提出された場合は11月末までに、10月11日から1月10日までに提出された場合は2月末までに、1月11日から4月10日までに提出された場合は5月末までに支給するものとする。

6 区長は、報奨金額の決定をしたとき、報奨金算定簿（第9号様式）に記録を行い、同算定簿を添付し、支出処理するものとする。

(登録団体の経理及び報告等)

第10条 報奨金の支給を受けた登録団体は、報奨金の収支に係る経理を明確にしておかな

なければならない。

- 2 区長は、登録団体の収支状況その他報奨金の交付の適正を期するために必要があると認める事項について、登録団体に報告を求め、又は調査することができる。
- 3 登録団体は、報奨金の請求及び受領にかかる書類について、当該年度の終了後6年間保存しなければならない。

(作業補助用具の貸与)

第11条 区長は、集団回収活動を支援するため、希望する登録団体に対し、予算の範囲内で作業補助用具の貸与を行う。

- 2 貸与を希望する登録団体は、作業補助用具貸与申請書(第10号様式)により区長に申請しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、申請した登録団体に作業補助用具を引き渡すものとし、適当と認められない場合はその旨を通知する。
- 4 貸与する作業補助用具は、次に定めるとおりとする。

- (1) 運搬台車 1団体1台までの貸与とする。
- (2) 簡易型空き缶プレス機 1団体2台までの貸与とする。
- (3) 雨よけシート 原則として、1団体10枚までの貸与とする。
- (4) 標識旗 原則として、1団体10枚までの貸与とする。
- (5) 折りたたみコンテナ 原則として、1団体10個までの貸与とする。
- (6) 重量計測用はかり 原則として、1団体1台までの貸与とする。
- (7) 回収作業員用腕章 原則として、1団体10枚までの貸与とする。

- 5 作業補助用具の貸与を受けた団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具は常に清潔にしておくこと。
- (2) 用具は破損しないよう丁寧に扱い、盗難防止の措置を講ずること。
- (3) 破損・盗難等の事故があったときは、速やかに区長に届出すること。
- (4) 用具の転貸及び集団回収以外の目的での使用をしないこと。
- (5) 登録団体を廃止した場合、区長が指定する用具については、速やかに用具を返還すること。ただし、足立区集団回収モデル事業要綱に基づき登録団体となったものが、同一の品名及び数量の作業補助用具を借用しようとする場合は、この限りでない。
- (6) 用具を故意又は過失により破損した場合は、弁償に応じること。
- (7) その他、区の指示、調査に応じること。

(登録の取消し等)

第12条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体から集団回収団体廃止届の提出があったとき。
- (2) 登録団体が解散し又は、集団回収活動を廃止したと認められるとき。
- (3) 虚偽の報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。

(4) 登録団体又は当該登録団体を構成する者が資源の持去り行為（条例第28条の2第1項又は同条第3項の規定に違反する行為に規定する禁止行為をいう。）をしたとき。

(5) 登録団体又は当該登録団体を構成する者が、異なる登録団体が回収した資源を無断で持ち去る等の行為をしたとき。

(6) 登録団体の活動が登録団体として不適格であると区長が認めるとき。

(報奨金等の返還)

第13条 区長は、第8条の規定により報奨金の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に報奨金を支払っているときは、当該報奨金の返還を命じるものとする。

2 区長は、前条第1項の規定により登録の取消しをした場合において、作業補助用具を貸与しているときは、区長が指定する作業補助用具の返還を命じるものとする。

第14条 削除

(回収業者の要件)

第15条 登録団体が回収した紙類の引渡しを受ける回収業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たした上で、次条各項の規定により区長の登録を受けなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）、条例及び足立区廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成12年足立区規則第51号）の規定に違反したことがないこと。

(2) 過去3年間において、第20条第2号、第4号及び第5号に定める事項に該当したことがないこと。

(3) 第20条第2号、第4号及び第5号に定める事項に該当したことで区に損害を与えた場合には、当該損害を全て補填したこと及び良好な業務運営をしていると区長が認めたこと。

(回収業者の登録手続等)

第16条 前条の登録を受けようとする回収業者は、登録団体から紙類の引渡しを受けようとする年度（以下「登録年度」という。）の前年度の1月4日から2月末日までの間に、紙類集団回収業者登録申請書及び誓約書（第11号様式）その他登録に必要な書類を区長に提出しなければならない。

2 区長は、回収業者から前項の申請があったときは、記載事項を審査し、前条各号の要件を満たしていると認めたときは、紙類集団回収登録業者（以下「登録業者」という。）として登録し、紙類集団回収登録業者証（第12号様式。以下「業者登録証」という。）及び紙類集団回収車両標示物（以下「車両標示物」という。）を交付する。この場合において、事業者が前条各号の要件を満たしていないと認めたときは、当該事業者はその旨を通知するものとする。

3 登録の有効期間は、登録年度の4月1日から3月31日までとする。

- 4 登録業者は、引渡しの際に使用する車両の外から見える位置に業者登録証及び車両標示物を掲示するものとする。
- 5 登録業者は、登録団体から紙類の回収を行う際は、紙類集団回収車両標示物を車両に掲示するものとする。
- 6 登録業者は、第3項の有効期間が終了したとき又は登録を取消されたときは、速やかに業者登録証及び車両標示物を区に返却するものとする。
- 7 登録業者は、業者登録証を他人に貸与、譲渡又は改ざんしてはならない。
- 8 登録業者は、紛失、盗難その他の事由により業者登録証の再交付が必要な場合は、速やかに紙類集団回収業者登録証再交付申請書（第12号の2様式）を区長に提出し、業者登録証の再交付を受けなければならない。

（登録業者の責務）

第17条 登録業者は、登録団体から紙類の引渡しを受けるに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 集団回収の実施日、回収品目、回収方法等について、事前に登録団体と協議し、集団回収を円滑に実施すること。
- (2) 回収した資源を適正に処理すること。
- (3) 集団回収の際に登録団体から処理料金等を徴収しないこと。
- (4) 登録団体から回収した紙類は、原則として区内の古紙直納問屋等の事業者へ搬入し計量証明書の発行を受けること。
- (5) 前号の計量証明書を登録団体に提出した上で、次の事項を報告すること。
 - ア 資源回収日
 - イ 資源回収品目
 - ウ 資源回収量
 - エ 資源搬入場所
 - オ 資源搬入時間
 - カ 搬入車両番号
- (6) 登録団体に対し、正確な回収実績を報告するとともに、区長又は登録団体から計量証明書を提示するよう求められた場合は、速やかにこれを提出すること。
- (7) 複数の団体の資源を1台で1度に計量する場合には、資源を回収した団体ごとの資源別の重量内訳を計量証明書に明記すること。
- (8) 集団回収活動により集積された資源を収集運搬するに当たり、事故等が生じた場合は、事故の状況確認、負傷者の救護及び警察等関係機関へ届出、当該機関の指導等に従って処理をすること。また、登録業者は、区長に事故処理等の結果を遅滞なく報告すること。

（登録内容の変更等）

第18条 登録業者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに紙類集団回収登録業者登録変更届（第13号様式。以下「変更届」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 廃業、転業その他の事由により登録を抹消しようとする登録業者は、速やかに紙類集団

回収業者登録抹消届(第14号様式。以下「抹消届」という。)を区長に提出しなければならない。

(資源回収の引継ぎ)

第19条 登録業者は、前条の規定により登録を抹消する場合は、既に実施している集団回収について、適切に他の登録業者に引き継ぐものとし、登録団体の集団回収に支障が生じないように措置を講じなければならない。

(登録の取消)

第20条 区長は、登録業者が次の各号に該当するときはその登録を取り消すことができる。

- (1) 登録業者が抹消届を提出したとき。
- (2) 登録業者が第16条第7項若しくは第8項の規定に違反したとき又は第17条各号に掲げる事項に違反したとき。
- (3) 登録業者が廃業、転業その他の事由により資源の回収を行うことができなくなったことが明らかな場合において、抹消届が提出されないとき。
- (4) 実績報告書又は計量証明書に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 区民の信頼を損なう行為を行う等、集団回収を行う業者としてふさわしくないと区長が判断したとき。

2 前項の規定により登録を取り消された者は、直ちに業者登録証及び車両標示物を区長に返還しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (30足環ご発第1454号 平成31年3月8日区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に30足環ご発第1450号平成31年3月8日 区長決定により廃止した足立区集団回収活動支援要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 平成31年3月31日における足立区集団回収モデル事業要綱(29足環ご発第1191号 平成29年12月20日環境部長決定)に基づく登録団体は、この要綱の施行日以後においては、第3条第3項の登録団体とみなす。

付 則 (3足環ご発第1043号 令和4年1月14日区長決定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

集団回収団体登録申請書

（提出先）
足立区長

年 月 日

代表者 _____ ※

※本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印してください。

下記のとおり、集団回収団体の登録を申請します。

記

団体名			
代表者	フリガナ		
	氏名		
	住所	〒 ー 足立区	
	電話番号	()	
担当者 (代表者と別に担当者がある場合、記入してください。)	フリガナ		
	氏名		
	住所	〒 ー 足立区	
	電話番号	()	
団体世帯数	世帯		
回収品目	新聞・雑誌類・段ボール・紙パック・布・スチール缶・アルミ缶・びん		
集積箇所数	箇所		
実施予定	月 回実施・	日または	曜日
回収業者 (3社以上ある場合は、欄外に記入してください。)	業者名	業者名	
	所在地	所在地	
	電話番号	電話番号	

※マンションなど、集合住宅にお住まいの方は、住所欄に『部屋番号』まで記載をお願いします。

集団回収団体登録証

様

貴団体を集団回収団体として承認します。
下記事項に留意し、集団回収活動を実施してください。

年 月 日

足立区長

記

- 集団回収実施後は、『集団回収実績報告書』及び『計量票』を回収実施日の翌月10日までに区役所へ提出してください。
- 団体の代表者又は報奨金振込口座等申請内容に変更があった場合、若しくは団体を廃止する場合は、速やかに区役所へ集団回収団体登録変更届又は集団回収団体廃止届を提出してください。
- 報奨金の収支に係る経理を明確にしてください。
- 以下に記載する事項に該当した場合は、団体の登録を取消します。
 - 登録団体から集団回収団体廃止届の提出があったとき。
 - 登録団体が解散し、又は集団回収活動を廃止したと認められるとき。
 - 虚偽の報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - 登録団体又は当該登録団体を構成する者が資源の持ち去り行為（足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年足立区条例第38号）第28条の2第1項又は同条第3項に規定に違反する行為をいう。）をしたとき。
 - 登録団体又は当該登録団体を構成する者が、異なる登録団体が回収した資源を無断で持ち去る等の行為をしたとき。
 - 登録団体の活動が登録団体として不適格と区長が認めるとき。

集団回収団体登録変更届

（提出先）
足立区長

年 月 日

登録番号 _____

団体名 _____

代表者 _____ ※

※本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印してください。

下記のとおり、登録内容の変更を届け出します。

記

※該当事項をチェック（）し、変更する内容のみご記入ください。

変更事項	変更内容		
<input type="checkbox"/> 団体名	新		
	旧		
<input type="checkbox"/> 代表者	新	フリガナ	
		氏名	
		住所	〒 ー 足立区
		電話番号	
	旧	氏名	
<input type="checkbox"/> 担当者	新	フリガナ	
		氏名	
		住所	〒 ー 足立区
		電話番号	
	旧	氏名	

※マンションなど、集合住宅にお住まいの方は、住所欄に『部屋番号』まで記載をお願いします。

集団回収団体廃止届

（提出先）
足立区長

年 月 日

登録番号 _____

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ ※

※本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印してください。

電話番号 _____

下記のとおり、集団回収団体の廃止を届け出します。

記

1. 廃止理由

2. 廃止年月日

年 月 日

集団回収実績報告書

（提出先）足立区長

提出日： 年 月 日

登録番号

回収業者

業者名 _____ ※（回収担当者）_____

※法人の場合は記名押印してください。（シャチハタ不可）
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は
記名押印してください。

所在地 _____ 電話 _____（ _____ ）_____

集団回収について、次の通り報告します。

年	月分	回収量合計	kg
---	----	-------	----

内訳（実施日） 年 月 日

	品 目	回収重量(kg)	1kgあたり単価(円)	金額(円)	備 考
紙 類	新 聞				
	雑 誌				
	段ボール				
	紙パック				
布 類	布				
缶 類	スチール				
	アルミ				
びん類	生きびん	=0.6kg × 本			一 升 び ん 本 ビ ー ル び ん 本 そ の 他 生 き び ん 本 合 計 本
	合 計				

※区役所提出用（黄）は、実施日の翌月10日までに足立区へ提出してください。

※古紙（新聞、雑誌、段ボール）は計量証明を添付してください。

※びん類は計量しない場合、1本あたり0.6kgとして換算してください。

※各回収重量の1kg未満の端数は切り捨ててください。

登録団体

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ ※

※法人の場合は記名押印してください（シャチハタ不可）
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は
記名押印してください。

代表者電話 _____

担当者氏名 _____ 電話 _____

報奨金額決定通知書

登録番号

代表者 様

足立区長

集団回収実績による報奨金額が決定いたしましたので通知します。

円

（実績内訳）

月分実績	kg	× 7円	円
月分実績	kg	× 7円	円
月分実績	kg	× 7円	円
計	kg	× 7円	円

上記の決定金額を、 年 月中に登録口座に振り込みます。
なお、金融機関によって、振込みに2週間程かかる場合があります。

（登録口座）

金融機関名：	支店名：
預金種別：	口座番号：
口座名義（カナ）：	
口座名義：	

支払金口座振替依頼書

（提出先）足立区長

年 月 日

登録番号 _____

団体名 _____

代表者 _____ ※

※法人の場合は記名押印してください（シャチハタ不可）
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は
記名押印してください。

集団回収報奨金を下記の口座にお振り込みください。

振込先金融機関	銀行	本店
	信用金庫	支店
	信用組合	出張所
預金種別	普通	当座
口座番号	(7ケタ)	
口座名義（カナ）		
口座名義		

※団体代表者と振込口座名義人が違う場合は、代表者の委任署名が必要になります。

【受領委任】

私は、集団回収報奨金の受領を、上記口座名義人に委任します。

年 月 日

代表者 _____ ※

※法人の場合は記名押印してください。（シャチハタ不可）
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は
記名押印してください。

※振込口座通帳の表紙と表紙裏（口座番号、口座名義等が確認できる部分）のコピーを必ず添付してください。

※振込先口座にゆうちょ銀行を指定する場合は、他金融機関からの振込みが可能かどうかをゆうちょ銀行にご確認ください。

※個人名義の口座には振込みができません。必ず、登録団体名義の口座を登録してください。

（例）〇〇〇会、又は〇〇〇会 代表□□□□

支払金口座振替変更届

（提出先）足立区長

年 月 日

登録番号 _____

団体名 _____

代表者 _____ ※

※法人の場合は記名押印してください（シャチハタ不可）
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は
記名押印してください。

集団回収報奨金を下記の口座にお振り込みください。

振込先金融機関	銀行	本店
	信用金庫	支店
	信用組合	出張所
預金種別	普通	当座
口座番号	(7ケタ)	
口座名義（カナ）		
口座名義		

※団体代表者と振込口座名義人が違う場合は、代表者の委任が必要になります。

【受領委任】

私は、集団回収報奨金の受領を、上記口座名義人に委任します。

年 月 日

代表者 _____ ※

※法人の場合は記名押印してください。（シャチハタ不可）
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は
記名押印してください。

※振込口座通帳の表紙と表紙裏（口座番号、口座名義等が確認できる部分）のコピーを必ず添付してください。

※口座名義のみ変更の場合も通帳のコピーが必要です。

※振込先口座にゆうちょ銀行を指定する場合は、他金融機関からの振込みが可能かどうかをゆうちょ銀行にご確認ください。

※個人名義の口座には振込みができません。必ず、登録団体名義の口座を登録してください。

（例）〇〇〇会、又は〇〇〇会 代表□□□□

作業補助用具貸与申請書

（提出先）
足立区長

年 月 日

登録番号 _____

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

下記の事項を遵守のうえ、次の作業補助用具を借用したいので、申請します。

- (1) 用具は常に清潔にしておくこと。
- (2) 用具は破損しないよう丁寧に扱い、盗難防止の措置を講ずること。
- (3) 破損・盗難等の事故があったときは、速やかに区長に届出すること。
- (4) 用具の転貸及び集団回収以外の目的での使用をしないこと。
- (5) 登録団体を廃止した場合、区長が指定する用具については、速やかに用具を返還すること。
- (6) 用具を故意又は過失により破損した場合は、弁償に応ずること。
- (7) その他、区の指示、調査に応じること。

品名	数量	備考（規格など）

上記の作業補助用具を確かに借り受けました。

年 月 日

借受人氏名 _____

紙類集団回収業者登録申請書

（提出先）足立区長

年 月 日

下記のとおり、紙類の集団回収業者の登録を申請します。

記

業者情報	フリガナ 名称		
	代表者名	※ ※本人（代表者）が手書きしない場合は押印してください。	
	住所	〒 ー 足立区	
	連絡先	電話	F A X
業者登録証枚数		枚	
車両番号 （登録証を必要とする車両番号 を記入し、車検証の写しを添付 してください）			
取り扱い品目		新聞・雑誌類・段ボール・紙パック・布・スチール缶・アルミ缶・びん	
資源搬入先 （3社以上ある場合は、欄外に 記入してください。）		業者名	業者名
		所在地	所在地
		電話番号	電話番号

誓約書

弊社は、年度紙類集団回収業者登録を申請するにあたり、足立区集団回収活動支援要綱に定める事項を理解し、回収業者の責務を遵守することを誓約いたします。違反した場合には、厳正なる処分を受けても異議はございません。

年 月 日

業者名

代表者名 ※

※本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印してください。

紙類集団回収登録業者証

名称

住所

代表者名

連絡先

車両番号

貴方を紙類の集団回収業者として承認します。
裏面の注意事項に留意のうえ、活動をすすめてください。

____年 月 日

足立区長

注 意 事 項

- 1 この業者登録証の有効期間は、 年 4月1日 から 年 3月31日までです。
- 2 この業者登録証は常に携帯し、団体等からの依頼があったときは提示してください。
- 3 この業者登録証を紛失又は盗難にあった時は、早急にごみ減量推進課へ届け出てください。

《参照》足立区集団回収支援要綱（抜粋）

第17条 登録業者は、登録団体から紙類の引渡しを受けるに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 集団回収の実施日、回収品目、回収方法等について、事前に登録団体と協議し、集団回収を円滑に実施すること。
- (2) 回収した資源を適正に処理すること。
- (3) 集団回収の際に登録団体から処理料金を徴収しないこと。
- (4) 登録団体から回収した紙類は、原則として区内の古紙直納問屋等の事業者へ搬入し、計量証明書の発行を受けること。
- (6) 登録団体に対し、適正かつ正確な回収実績を報告するとともに、区長又は登録団体から計量証明書の求めがあった場合は、速やかにこれを提出すること。
- (8) 集団回収活動により集積された資源を収集運搬するに当たり、事故等が生じた場合は、事故の状況確認、負傷者の救護及び警察等関係機関への届出をし、当該機関の指示等に従って処理をすること。また、登録業者は、区長に事故処理等の結果を遅滞なく報告すること。

紙類集団回収業者登録証 再交付申請書

年 月 日

（提出先）
足立区長

業者番号 _____

業者名 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

下記により登録証の再交付を申請します。

申請理由	・ 紛失 ・ 盗難 ・ その他（具体的に： _____）
事実発生日時	
該当車両番号	

誓約欄

再交付申請にあたり、紛失した登録証が発見された場合は、速やかに以前発行を受けた登録証を区に返還いたします。今後、登録証の紛失、盗難等がないよう、細心の注意を払って管理いたします。

年 月 日

業者名 _____

代表者氏名 _____ ※

※本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印してください。

紙類集団回収登録業者 登録変更届

（提出先）
足立区長

年 月 日

業者番号 _____

業者名 _____

代表者氏名 _____ ※

電話番号 _____

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり、資源の集団回収業者の 登録内容の変更を申請します。

※該当事項をチェック（）し、変更する内容のみご記入ください。

変更事項	変更内容	
<input type="checkbox"/> 業者名	新	
	旧	
<input type="checkbox"/> 住所等 (電話・FAX等)	新	
	旧	
<input type="checkbox"/> 代表者名	新	
	旧	
<input type="checkbox"/> 使用車両番号 ※変更車両番号のみ を記入	新	
	旧	
変 更 年 月 日	年	月 日

※変更する項目のみチェックを入れ、変更内容を記入してください。

紙類集団回収登録業者 登録抹消届

（提出先）
足立区長

年 月 日

業者番号 _____

業者名 _____

代表者氏名 _____ ※

電話番号 _____

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり、紙類集団回収登録業者の登録抹消を届け出ます。

記

1. 登録抹消理由

--

2. 登録抹消年月日 年 月 日

登録団体	引き継ぎ業者	引き継ぎ年月日

3. 紙類集団回収業者への引き継ぎ（書ききれない場合には裏面に記入）